

第 2 回 新市の事務所の位置等検討小委員会会議録

召集年月日	平成15年10月15日(水曜日) 午後7時00分		
召集の場所	築館町ふるさとセンター 2階 農事研修室		
出席者	氏 名		職 名
	1番	鈴木 守	議会議長(築館町)
	2番	佐藤 平 義	" (若柳町)
	3番	千葉 伍 郎	議会議員(栗駒町)
	4番	太 齋 俊 夫	議会議長(高清水町)
	5番	石 川 憲 昭	" (一迫町)
	6番	佐々木 幸 一	" (瀬峰町)
	7番	大 内 朗	" (鶯沢町)
	8番	小 岩 誠 二	" (金成町)
	9番	菅 原 佑	" (志波姫町)
	10番	中 鉢 泰 一	" (花山村)
	11番	白 鳥 英 敏	学識経験委員(築館町)
	12番	中 嶋 太 一	" (若柳町)
	13番	高 橋 伸 幸	" (栗駒町)
	14番	武 田 正 道	" (高清水町)
	16番	津 藤 國 男	" (瀬峰町)
	17番	伊 藤 竹 志	" (鶯沢町)
	18番	飯 田 明	" (金成町)
	19番	千 葉 和 恵	" (志波姫町)
	20番	佐 藤 利 郎	" (花山村)
欠 席 者	15番	山 村 喜 久 夫	学識経験委員(一迫町)

次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 案 件
 - 1) 新市事務所の検討
 - 2) その他
- 4 閉 会

第2回 新市の事務所の位置等検討小委員会

1. 開 会 午後7時00分

○千葉事務局次長 欠席の届けは届いてございません。

定刻になりましたので、第2回新市の事務所の位置等検討小委員会を開催したいと思います。

2. 挨拶

○千葉事務局次長 開会に当たりまして、鈴木委員長からご挨拶をお願いします。

○鈴木 守委員長 皆さん、おばんでございます。

日中いろいろと忙しいお仕事等もありましてお疲れのところ、第2回目の当委員会にご出席を賜りまして本当にありがとうございます。

1回目いろいろ会議した訳ですが、10日間という日が経過した訳ですけれども、その間におきましてもいろいろと合併のことにつきましては話が煮詰まってきたりあるなど、そんな感じもしておりますし、皆様方もこの小委員会のことにつきましてはいろいろご検討されたものと、そのようにも感じているところでございます。

きょうは夜分でございますが、第2回目ということでございますが、皆様方の忌憚のないご意見を伺いながら議事を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○千葉事務局次長 ありがとうございます。

続きまして、案件に入る訳でございますけれども、その前に、本日提出しております資料の説明を事務局からさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○濁沼事務局次長 それでは、きょうお配りいたしました資料を説明させていただきます。

一つは、前回、第1回の小委員会の中で、これからの小委員会の会議の持ち方のスケジュールをご協議いただきましたけれども、それを章立てしてお配りをしております。ひとつご覧をいただきたいと思っております。

それから、第2回目の協議資料であります。

これは、前回コメントしました新市の庁舎を建設する場合の庁舎建設に係る資料が1ページ、2ページ目であります。これは、あくまで先進地の庁舎の建設等をここに表してあります。それから、一つの庁舎の建設標準単価等もあらわしております。

それから、2ページ目につきましては、平成10年の1月に竣工いたしました県の古川合同庁舎の建設概要であります。これをお示ししてあります。

ただ、この概要の中で、建設工事費、2として構造規模、建設工事費75億円という部分がありますが、建物59億円、土地が「26億円」となっておりますが、土地は「16億円」にひとつ訂正をお願い申し上げたいと存じます。

それから、3ページ、4ページであります。これは本年6月に委員皆様さん方に配付をしておりますが、栗原地域合併将来構想の職員の削減、節減等に係る資料であります。これは、今日の小委員会に

あらかじめ15年6月作成の合併将来構想をご持参いただくということをご案内するのをちょっとしないでしましまして、この部分をコピーをしてここに添付をしてあります。

それから、これからの協議会、小委員会の協議の場におきましては、ひとつ15年6月作成の将来構想をご持参をいただきたいというふうに思います。

以上で、本日の資料の配付内容を終わります。

2. 案 件

○千葉事務局次長 では、3番目、案件に入りたいと思います。

小委員会規定第4条によりまして、委員長が議長となる旨規定してございます。

以後の議事進行につきまして、委員長さんの方でお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

1) 新市事務所の位置検討

○鈴木 守委員長 委員長の方から申し上げますが、この委員会は、新市の事務所の位置についてということでございまして、例えば事務所の数とかそういうことは付託されていませんので、これは皆さんも十分認識していると思いますけれども、ひとつそういうことを頭に入れていろいろご確認をいただきたいと思います。

それで、皆さんに確認といいますか、お諮りいたしますが、先日の会議で事務局提案を白紙として小委員会で検討するとしていた訳ですが、このことを白紙状態で進めていいものかどうなのかということ若干私も疑問を持っておりますが、この件につきまして何か皆さん、ご意見ございますか。武田さん。

○武田正道委員 私も前回の事務局からの説明の白紙撤回というのを聞きまして、ちょっと自分で意外に思いまして、前回の協議会の議事録、19日エポカ21で行われた議事録を読み返してみましたところ、この小委員会の設置に関しては、栗駒町の千葉 久委員さんと、それからあと私が発言しておりまして、その後議長が皆さんにお諮りして設置が実現したという経緯になっています。

それで、この中を読み返してみますと、千葉 久委員さんも、この案はこれでいいのであるが、もっと十分に精査をしたいとおっしゃっておりまして、決してこの事務局案を否定しているものではないと思います。

それで、問題の私の発言ですけれども、私の発言の中には事務局案を肯定も否定もする文言がなかったものですから、何か事務局では事務局案を否定されて新たに白紙の状態でのこの委員会を設置されたものというお話でしたけれども、それで私の発言がそのようになったのであればということで発言の真意といいますか、ご説明したいと思います。

並びに、皆さんに提案をしたいと思いますが、私は、千葉 久委員さんのご意見とほぼ同じような考えでありまして、事務局案を否定するものではなくて、もっとそれについて細かく事務局なり、あるいはこれを審議した総務部会ですか、そこの意見をもう少し詳しく聞きたいなど。それには、協議会でありますと時間、回数、その辺に限界があると思います。小委員会をつくれれば1回の会議で約2時間の意見なり説明なりを受けられると。何回開かれるかはちょっと分かりませんが、3回開かれ

れば単純に6時間の説明も受けられるし、これらの疑問も投げかけられると。その中で納得できれば、その結果については、別に議論の結果に従えばいいことであると思いますけれども、そういう意味でもっと詳しくその内容についての説明を聞きたいという意味で提案した訳であります。

したがって、むしろ1回目に否定されたので白紙に戻すという事務局のお考えはちょっと提案した当人からも意外と思いましたので、ここで改めて、白紙に戻すのではなくて、事務局が協議会に提案したあれはあのまま生かして、それをたたき台にして話し合いを進めたらいかかがと再提案をここでしたいと思います。

○鈴木 守委員長 今武田さんの方から、事務局提案のこの案については、これは白紙に戻すということでの先日の発言ではなかったと。非常に委員長の不手際でありまして、このようにとられる部分もあるかと思うんですが、これにつきまして皆さんのご意見。千葉委員。

○千葉伍郎委員 ちょっとそれは流れからいうと……。

○鈴木 守委員長 千葉委員、発言は起立して発言していただければと。

○千葉伍郎委員 本協議会の流れを今武田さんが話されていると思いますが、小委員会に入って、協議会で提案をされた三つの案はどういう位置付けになるんだろうかという話をして、三つの意見があったという事実の上に立って形の上では白紙ですよと。条件付き小委員会の設置ではないんだと私は思っていたんです。ただし、執行部の方から三つの原案を提案をされているという事実は現存していると、私はそのように理解したんですよ。

ですから、1人の人が、いや、私はそういうつもりで発言したんでないですよとってぐるっと前に戻る話では、今一番最初にどういういきさつからそういう話になったのかということ、私はそういう捉え方は、1回目の委員長、副委員長を決めて、これからの進め方についてどうするのかといった時に、協議会の冒頭に執行部から三つの中身について提案があったという事実の中で形の上では条件つき小委員会ではありませんよという位置付けからこの委員会が発出したと私は理解をしている訳です。ですから、その協議会の前に、この小委員会の前に戻る必要は私はないと思うんです。あくまでも小委員会の出発したところからの小委員会の任務と役割ですから、そのところは私はちょっと武田さんとはニュアンスが違うように私は思っていますよ。

○鈴木 守委員長 武田さん。

○武田正道委員 白紙に戻すというとか何かに戻すようですけども、実際前回の協議そのものも実際には確か、私の記憶では前回提案されたものを、千葉委員がおっしゃったように土台として話し合いをやるということで、実際に行われた話し合いはそうだったと記憶しております。

そして、なぜ今私が改めてここでこう言ったのかということ、事務局は結局白紙だということですから、あそこで事務局案は否定されたと理解しておりますということですから、それはちょっと誤解があるのではないかと。あと、その後の委員会の経過は、前回も確かに事務局でそうおっしゃいましたけれども、もう出たという、今千葉委員がおっしゃったとおりに出たという事実を踏まえて討議がなされておりますから、戻る必要がないと言えば別に討議そのものは戻る必要はないんですけれども、ただそのところを、今後もいろいろ話し合っていく上で事務局とのやりとりの中で事務局からあれは白紙だったと言われてもちょっと困りますので、その部分だけは確認しておきたかったということでございます。（「もう一回、委員長」の声あり）

○鈴木 守委員長 千葉委員。

○千葉伍郎委員 そうしますとね、委員長は、今冒頭に、真意が図りかねているんですが、そこまでに委員長として悩みを持ち込んできたという真意は一体何なんでしょう。私は、そんなに深刻に物を受けとめたんでないです。協議会の執行部が提案されたという事実の上に立って、条件付き小委員会でないという位置付けからすれば、一時その問題はこちらに置きながらも、三つの内容が提案をされているという事実は事実なんですから、その経過を踏まえて議論をしていきましょうやというふうに私は集約したつもりなんです。それが白紙に戻さなければ、前に戻さなければ、前に進んでいけないというように私は受けとめたものですから、何が今1回目から2回目に移り変わったときに、何が一体そんなに深刻に物を考えなければならないのかなと。

○鈴木 守委員長 わかりました。

そうしますと、千葉委員さんも実質には白紙ではないということですね。事務局の三つの提案については白紙ではありませんということですね。（「いや、あのね、ちょっといいですか」の声あり）

○千葉伍郎委員 委員会は、条件付き委員会でないんですよ。原則は、条件付き委員会付託ではないんですよ。ただし、協議会の中で執行部が三つの議案について提案をしたという事実は事実として残っている訳ですよ。しかし、小委員会にの付託をするときに、一応三つの条件が入っていますよという前提でこの第1回の会議が開かれたというふうに私は理解していません。ただし、事実関係としては、それぞれそういう執行部の提案があったという事実の上に立って認識をしながらしていかないと。条件付きとなっていくと、これはまた違ってくる訳ですよ。だから、条件というのは、私はあれです。（「条件ではないと思うな」の声あり）

○鈴木 守委員長 白鳥委員。

○白鳥英敏委員 おばんでございます。築館の白鳥です。どうも皆さんご苦労様です。

私は、前回の委員会で委員長さん、副委員長さん、そういった今後の動き等も確認されて、それで一応法定協議会の方でも第1号議案で案件の内容が上程されているような内容で、それについてももっとどんどん突っ込んだ意見をしてより良いものに、どの方法が良いのかというのをこの委員会で検討をするのではないのかなと思ってはいたんですが、ほかの委員さんはどうなんですか。

それとも、まるっきり新しい意見を、考えをどンドンどンドン作って行って法定協議会の方に持っていくとなると、法定協議会の方と小委員会の方がそごといいますか、かみ合わないような現象が起きるのではないかなと私なりにはちょっと考えるんですけども、もし委員長の方がよければ、皆さんにもちょっと意見を。議論する上で、考え方が違えばもうかみ合いませんので、できればその辺は、議論するのを絞るとするか明確にした方がいいと思いますけれども。

○鈴木 守委員長 それでは、議長会長。

○佐々木幸一委員 前回のときに、事務局から第3回の合併協議会で提案した新庁舎の建設に関しては白紙に戻しますというような説明があったと私は記憶しているんですけども、それはないんですか。じゃあ、建設をするということで進めていくんですか。（「いや、あったと思いますけれども」の声あり）あったんですね、白紙に戻すということが。（「否決された」との声あり）

ですから、委員長さんをお願いしたいことは、まず建設するかしないかを決めていく。一つ一つ順序にやっただけならばと思いますし、また我々委員も、先ほど武田委員さんがいろいろ前回の反省を

踏まえてお話ししましたが、総務部会から何からも資料を出すと言うんですが、幹事会というのは総務課長、各町の合併担当課長が幹事会に出ていますので、我々はここに来る前にそういうような人たちのお話を聞きながら、状況を収集しながら、こういう会議に臨むというのも私たちの役目ではないかなと、このように思いますので、そういうことをしながら会議を進めていけばよりスムーズになるのではないかなと、このように思います。

○鈴木 守委員長　ただ、順序立ててやっていけばいいと。これは当然そうなんですけれども、何を順序立ててやっていいのか、今のところまだその柱が見えてこないんです、正直に申し上げて。新市庁舎立てるのだから、あるいは合併のときの庁舎はどこにするのか、本庁舎はどこかとかそういうものが見えてこないとどうも議論の持っていくようがないんです、正直言って。

そうしますと、やっぱり武田さんが言うように、事務局の提案になっているこの3項目をたたき台にしながら、これに沿って進めていかないととっても進みようがないと私は思っているんです。（「いや、ちょっとおかしいのではないですか」の声あり）

○佐々木幸一委員　1回目の時にも、前の第3回目にも提案されましたけれども、10キロの、役場の庁舎のところから各10カ町村の円を書きましたね。それで、幹事会あるいは町村長会の中で築館周辺にというような案を示されました。それを小委員会で検討したらいいのではないかということで検討することになりましたので、それが私はそのまま築館の、協議会に提案されたもので、それでいいか悪いかを皆さんで小委員会の話し合いをしながら、そして分庁舎方式、本庁舎方式あるいは支所とかいろいろな三つの方法で持っていくのかなと思っておりました。だから、建設をまずするのか、そしてあと、その分庁舎、本庁舎、一極集中か、いろいろな三つの案を、その中の三つの案のどれをとっていくのかというようなことを協議しながら進めてもらった方が早く進むのではないかなと私は思うんですけれども。（「もう一回、いいですか」の声あり）

○鈴木 守委員長　武田委員。

○武田正道委員　私が最初に発言したのが混乱招いて申し訳ないんですけれども、多分皆さんの頭の中に描いているこの会の運営の仕方はほぼ一致していることだと思うんですけれども、ただひっかかったのは、結局たたき台にしる、これを前提にするにしる、さっき千葉委員もおっしゃったように、提案をされたものは事実として残っておりまして、私自身も会議での発言の内容が事務局の理解とちょっと違ったのかもしれませんが、要するによく詳しく話をもっと聞きたいということには皆さん多分あれだと思うんです。

それで、事務局案を否定したり、白紙に戻すということは、だれも考えていないと思うんですけれども、逆にこの辺は事務局がこだわり過ぎて私どもは否定されたので白紙に戻しますとこうやってしまったのではないかなと。だから、白紙に戻すことはないと思う。（「そうじゃない」の声あり）

○鈴木 守委員長　どうぞ。

○伊藤竹志委員　私は、武田さんとはちょっと違うかなと。私は事務局の気持ちになってみて、まず提案したけれども小委員会にすることになったので、小委員会に任せるのであれば事務局案はやっぱり引っ込めて小委員会で議論してもらおうという意味の白紙に戻すという意味ではないかと思うんですが、そこは事務局に聞きたいんですね。

それで、むしろこの問題は、やっぱり事務局提案で出すことが、ちょっと言葉はきついかもしれない

けれども誤りというか、事務局の問題ではないなど。これはみんなで小委員会を持った方がいいなというふうに判断されたところで、そこで事務局は引っ込められた問題ですので、でも確かに武田さんが言われるようにたたき台は必要ですから、これはたたき台としてやりながらも、事務局の気持ちはそういう気持ちだったと思いますので、その辺をうまく説明していただいたらいいかなと思います。

○鈴木 守委員長 事務局、お願いします。

○濁沼事務局次長 今のは、私どもが協議会の中でいろいろ議論された時に、最終的に確認をすべき事項だったというふうに反省をしています。これは、協議会が終わってから、私のほうで分科会、専門部会、幹事会を受けて提案をさせていただきました。そういった中で、やはりこれは大事なことから、小委員会を組織して小委員会の中で検討すべきだという話がありまして、そのときに、じゃあ、私どもが提案した内容を含めて、この内容は小委員会に付託し協議するという部分だったのか、それとも、提案した三つの項目がなしになって、単なる項目として新市の事務所の位置については小委員会に付託して協議会で決定するというふうになったのか、この部分というのは、先ほど言いましたように、さらに確認をしなかった部分の困難さがあります。これは、後から協議会の委員さん方に、それから皆さん方からも、先ほど意見が出ましたように、これはそれをベースにしてまた違うような内容の集約になっても、やはりそれをたたき台にして議論を延長していくというような部分でいいのかなどうか。私どももその際に確認しないがゆえにそういう内容が発生したのかなと。

ただ、私どもが確認しなかったために、私どもの考え方としましては、①から③の部分というのがあの協議会の中で1回消されて、小委員会に付託し協議会で決定するというその内容が出てきたのかなという感じを持ちました。ただ、逆に皆様方からそう言われますと、確かにそうではなくて、それを含めて小委員会の方で検討していくという内容ではないのかと言われますと、そんな感じもするんですが、これは私らが言うのは非常にづらいんですが、さらに協議会の中で最終確認をきちっとしなかった困難さかなというふうに思います。

これは、皆さん方が、特に協議会の委員さん方がいますから、その辺を確認されて議論されるというのは問題ないのかなという感じがいたします。

○鈴木 守委員長 佐藤さん。

○佐藤利郎委員 佐藤でございます。

今何か議論の争点というのがちょっとずれているような気がする。前回を見たんですけれども、確かに久委員さんと、それから武田委員さん、話しているんですけれども、私もこれは不思議なく小委員会に付託するということは、内容をもう一回検討するといっても、この中身はそのままこの内容をもう一回検討するというふう感じたんです。だから、これを全部白紙撤回すると事務局が言ったんですよ。ただ、それはちょっとおかしいなと思ったけれども、やはりあの時点では、この内容に沿ってまず考えるんだけど、内容ももっと知りたいとかいろいろなことがありますけれども、やはりここでそれを全部白紙撤回してもう一回やるとなったら大変ですから、これにしながらでも、私はそういうつもりだったんですよ。これであと行ったり来たりするかもしれませんけれども、やっぱりそのままいくのかなというふうに私は感じたんですけれども。ただ、皆さんがどういうふう感じたか分かりませんが。

○鈴木 守委員長 ご意見を願います。伊藤さん、どうですか。

○伊藤竹志委員 実は、ちょっと今事務局の話も聞いて、協議会そのものの進め方に本当に大きな問題があるなど。これが一番感じたので、これは後で、ここの場ではやらなくていいですけども、きっちりとやっぱり総括して、なぜこういう事態になったのかと。私の印象としては、事務局が出してきたものを僕たちは決定機関で手を挙げてみんなで賛成して終わらせるというそのあり方そのものがどうなんだろうかということもちょっと疑問を今感じていますので、そこは中間ですけども、後で事務局で総括して、こういうことが二度と起きないようにお願いしたいなと思います。

それと、あと今日はもうそういうことですので、このままだと進みませんので、これはたたき台と、これでぜひ進めていただきたいと思います。

○鈴木 守委員長 皆様にお諮りいたします。

ただいまご発言がありましたように、この3項目につきまして、これをたたき台として中身を検討してまいるということで進めてよろしいですか。（「はい」の声あり）

○千葉伍郎委員 その表現が悪いんだな。だから、さっきから言っているように、私も言った記憶があるんですが、小委員会を設置をしたというのは、条件付き小委員会の設置ではないんです。何も条件は付いていないですよ。ということは、本会議で一旦提案されたものは、小委員会の中で形の上では消滅をしているんですね。しかし、事実はあるということを出入りの関係で活用することについては、前提だとか、たたき台だとかという言葉になりますと、条件付きなんです。しかし、この小委員会というのは、どこから一体、この1回目の反省があってこんなに深刻に考えているのかなと。私は、まず条件付き委員会ではありませんというのがまず一つ。これは、出された事実に基づいて参考にして議論する人もあるでしょう。あるいは、その後別な角度から議論する人もあるでしょう。そして、一致点を見出していくというのが話し合いだと思っているんですから、そんなに……。なかなかそのところ……。

○鈴木 守委員長 あのですね。委員長の不手際はあると思いますけれども、私も前回の話を聞いていますと、合併した時の本庁舎はどこにするのだから、新しい庁舎を建てるのだからごっちゃに聞いて、どうにもまとめようがないんです、ああいう話では。そういうことなので、この3項目をまずベースに考えながら、たたき台というのを千葉委員さんに怒られていますので使いませんが、ベースにしながらか話を進めていけば、中身の検討は十分できるのではないかと、そういうふうに思っているんですが。三つの項目をもっと細部に……。

佐々木委員。

○佐々木幸一委員 それでは、きょうの会議の初めに戻って、きょう新市事務所の位置の検討ですから、位置はどこでいいかといえば、私は協議会に提案されました位置で結構でございます。

○菅原 佑委員 志波姫の菅原です。

まず、会議の進め方について確認をしたいのでありますけれども、執行部提案どうのこうのではなくて、この場で討議して協議する項目というのは、まず新市になった場合、新庁舎を造るかどうかと、そこから始めていいと思うんですけども。まず、造るかどうか。造るとすれば、いつ、どこに、どのようになくなっていく。この提案、8号提案でいきますと3項目が一番最初になるような感じなんです、これは参考にしてもしなくてもいいと思うんですが、これは一番ベースになりますので、まずそこから詰めていって、そうするとすぐできる訳ではありませんので、その間どうするかとかそういう方法をそれ

から詰めていくと、そういう方向でこの協議会を進められたら私はいかがかと思うんですけども。そうでないと、一気にここでいいんですと、なかなかそうも言えませんので、まず造るか、造らないか、いつ、どこにと。これまでお願いしたいと思います。

○鈴木 守委員長　どうぞ。

○津藤國男委員　どうも本題になかなか入らないようになってしまっ。

協議会の中でちょっと発言したんですが、既に事務所を建設するというようなそういう形で出てきたものですから、一つの例としてね。それで、どっちが先かというようなものが一番最初に来るんだろうと思うんです。庁舎建設が先なのか、それから本庁方式あるいは分庁方式とか、要するに鶏が先か卵が先かというようなそういう形だと思うんですが、この場合ですね、私自身は、この庁舎の設置の方法、ここに3項目ありますよね。まず、この中でどうあるべきかというのが私は一番最初だと思うんです。この中で、分庁方式あるいは総合支所方式をとった場合に、今の庁舎を当てはめて多い、少ない、足りない、大きい、小さい、そういう形で出てくるんだろうと思うんです。これを先にやらないと、新庁舎を建設します、どこにしますというのが最初にありきですとですね、この方式はもう既に決まってしまうんです。そういう形では私はまずいんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺、事務局の方で、どれが先に進めたらいいのか、その辺を。私は、これが先だと思うんです。（「もう一回、いいですか」の声あり）

○鈴木 守委員長　武田委員。

○武田正道委員　最初に混乱を招いたのもう一回責任をとりまして、実質的には皆さんもう既にご存じのように、1回目から討議は始まっております。そして、ほぼ皆さんの方向性というのも固まっておりますので、最初にわざわざ何にこだわるのかというのでありますので、そこの最初の提案は撤回します。撤回しますので、委員長さんも、もうみんなそういうふうに始まっておりますので、新たにみんなに諮らなくても、それを何か前回の延長でいけば、あれを土台にと。千葉委員さんおっしゃっておられるように、出た事実は残っている訳ですから、みんなの頭の中にもあるし、前回はそれで話をしていきますので、このまま本題に入ってもいいかとは思いますが。

ということで、もし了承いただければ、本題の提案も続けて発言させていただきます。

私も順序といたしましては、この委員会の名前のおり、新市の事務所の位置の検討委員会だと思っておりますので、事務所の位置、要するに合併時の事務所をどこにするか、これが一番最初に決められなければならないものだと思います。それに付随して、その結果事務所が決まれば、それこそさっき言ったように、広いとか狭いとか古いとかあれとかということで、だったらどうするかという方法論としてあとの2項目が出てくるものであって、一番最初にはやっぱり合併する時点で新しい事務所はどこに置くかと、これを決めるのが一番最初ではないかと思えます。

○鈴木 守委員長　伊藤さん。

○伊藤竹志委員　私も武田さんと津藤さんと、賛成なんですけど、ただ建設の問題を出すべきだという意見に対してですけども、建設はお金がかかります、かなり。まずここだけの問題だけではなくて財政の問題、それから建設、要するに新しいまちづくりのところの議題、これはいろいろなところにかかわってくるので、ここで単に新しい庁舎を造ろうというような議論というのはできないような気がするんですね。

武田さんがおっしゃるように、まず庁舎をどこにするかと。それから、あと栗原は分庁方式ですとかいろいろあると思うんですけども、当面は分庁方式でやるというご提案ですけども、私はそのままはだめなんだろうかとこの考えも少しはあるんです。

それから、あと新市庁舎を建てた場合と、そのままやった場合と経費的にはどう違うんだという疑問もあるんです。新庁舎を建てた方がお金がかかるのではないかと。今までの方がかからないのではないかなというような疑問もあるんですね。ですから、そういったところをちょっと議論していただいて、あと津藤さんが言われたように、狭いとか広いとか、あとこんなところが足りないというところも出していただきながら、それで結果は結果としてやっぱり新庁舎が必要だということであれば、これはまちづくりの方には関わってくるし、財政のところでもそういう検討をしなければいけないので、そこで煮詰めて検討して、それで最終的に決定するという形で進められてはどうかと思うんですが。

○鈴木 守委員長　　そういうことで、今お三方から、新市が発足した場合、新庁舎をどこにするかということを決めて、新しい建設のことはその後にしてはどうですかという話ですが、皆さん、もう少しこの件についてご意見伺います。千葉委員。

○千葉伍郎委員　　今言ったことをもぎ取るような形になるんですが、やっぱり800平方キロという広大な地域、残念ながら本町も含めて10キロ圏から外れます。そして、うちの庁舎を起点にして文字、栗駒に行きますと、さらに20キロ奥です。そうなりますと、800平方キロを1カ所で操作をするということは、私は極めて不安なところも持っている訳ですよ。

そういう意味では、庁舎の設置方法、ここに8号議案の中にありますが、こうなりますと、やっぱり総合支所方式、いわゆるこんなことを言っただけですが、栗原郡10カ町村で築館を中心に、あるいは若柳を中心に、栗駒を中心という今までの三つの柱を中心にしてそれぞれ競い合っただけでこの栗原郡全体が進んできたという経過からすれば、少なくともここ10年ぐらい様子を見る意味からして、やっぱりこの総合支所方式というものを議論してみる。そして、その地域地域の文化やそういうものが無くなることを心配をしている郡民の皆さんの声にも応える意味からすれば、この三つの方式でいけば、本庁方式でもないし、あるいは分庁方式でもないし、結果としては総合支所方式なのかなというようなきらいもあります。

ただし、この三つのブロックを作ったにしても、築館に本庁舎を、仮に本体の部分、管理部門を置きますといった場合に、この間の行政区の話ではないけれども、当初は企画、財政、総務は一極に管理部門は引き上げますと、こういう話でしたが、行政区の話をしたら、いや、1回に引き上げるものではありませんと。総務も企画の一部もということになりましたから、そうであれば、地域振興課的な性格を持った主体、地域ブロックの地域振興課を持った地域審議会も視野に入れたそういう総合支所方式というものをやった場合に、それでもなお且つ、例えば築館に本庁舎兼総合支所方式というものを築館に仮に取り入れた場合に、築館の場合は実際の程度手狭になるのか。それは、庁舎建設に結びつくものなのか、結びつかないものなのかということまで掘り下げてみたらどうなんだろうかと。

今言われているように、古川でさえ75億円かかっているんですから、この状況からいきますと限りなく100億円近い金がかかる訳です。500億円やそこらの特例債のうち新庁舎に100億円近い金を投入をするということを前提にしてこの合併庁舎問題を議論をしていくということになると、栗原郡全体で一体何をやるのかといたら庁舎を建てただけだということに議論は集約されかねない極めて危

険な問題があるのではないかということを考えますと、この総合支所方式という考え方がなじむのか、なじまないのかも含めて三つの方式のうちのどういう設置方法をすれば本庁方式というものが実現をされながら、あるいは地域の、そうした地域のブロック的な問題解決に当たられるのかということも、私は庁舎の設置の方法の一つの手法として考えてみてはいかががかなと、こういうように私は考えている訳です。

○鈴木 守委員長 わかりました。

石川委員。

○石川憲昭委員 私も10月5日から初めてこちらの方に来た訳でございますけれども、この冊子を見ますと、協議第8号で新市の事務所の位置についてということで、前に提案されているような気がするんですね。新市の事務所の位置は、当分の間現在の築館町役場の位置とすると。2番目としては、新市の事務所の設置方法は、新庁舎建設後は本庁方式とするが、当分の間一部分庁方式を含めた総合支所方式とすると。3番目は、合併後5年をめどに新庁舎の建設を図ると。建設場所については、築館町周辺とするということで、これが8月に出ておりまして、今度9月には、その目的としては、新市の事務所の位置についての検討だと。位置についての検討をするんだと。それに付託するものが、新市の望ましい本庁舎の位置や庁舎の設置方法について新庁舎建設の必要性も含め検討するということが付託事項だと思うんですけども……。

○鈴木 守委員長 要約してください、短く。

○石川憲昭委員 それで、この付託事項によってこの委員会を進めていくのが私は筋ではないかなというふうに思います。

○鈴木 守委員長 武田委員。

○武田正道委員 ちょっと今その部分で事務方にね、地方自治法第7条ですね、本庁、そこの第1項において、「新市を設置することに伴い」という項目があると思うんですけども、これはやっぱりそういった形で本庁となるべき場所をきちんと決めなければいけないのかどうか、ちょっと説明していただいた方がいいと思うんですけども、分庁であれ総合支所であれ。（「これは、小委員会に付託されている」の声あり）

○鈴木 守委員長 余りそっちに行ったりこっちに移ると、なかなか忘れるんです。ちょっとだけ聞いてください。（「ちょっと的を得ないかもしれない」の声あり）

○鈴木事務局長 いろいろご意見確かに、ご意見いただきました。基本的にどうかといいますと、先ほど武田委員さんからお話がありましたけれども、合併した場合、新しい町、市ができた場合、必ず事務所となる場所を設定しなければならない、そういう規定がございます。その設置の方法、設置する場合については、こういうことに考慮しなさいよというのが、既に皆様方に資料をお渡ししているように、住民の利便性とか交通機関とか他の官公庁等々を考慮に入れながらその場所を決めなさいよという法律の定めがあります。

基本的には、ちょっと先に話しますけれども、その決め方、決める場所については、例えば今こうやって10ヶ町村でいろいろやっています。必ずどこかには決めなければならない。その決め方の考え方が、前回といいますか、協議会で提案したああいう考え方のもとに一応提案しているという事実といいますか、がある訳でございます。

これまで言っているのかどうかあれなんです、その提案したのは、確かにいろいろなことを考えますと築館だと。ただ、築館の庁舎の平米数等々を考えると、すべて基本となる機能が入るにはちょっと狭いのではないのかと。そうすることから、以下の2、3の方法については、あとは一つは方法論だということでご認識していただければというふうに思います。

何を決めなければならないか。合併した場合の事務所の位置が一番最初に決めていかなければならないのかなというふうに思います。

○鈴木 守委員長 大内委員、どうぞ。

○大内 朗委員 いろいろ議論はありますけれども、新市の事務所の位置については、前の提案にこだわる訳ではございませんが、当分の間築館町役場の位置とするということについては、どこから見てもやはり妥当だと思いますし、この第1についてはこのままで結構だと思います。

あと、2、3については、まだ若干質疑ありますけれども、まず最初の1について。

○鈴木 守委員長 それでは、皆さん、お諮りしますが、今大内委員さんの話にありましたように、まず合併して一番最初に本庁が決まってからですよということなので、本庁の位置について先に決定しておきたいと思うんですがいかがでしょうか。（「だから、それはちょっと……」、「当分の間」の声あり）

○千葉伍郎委員 委員長、先ほど来どなたか言っていますが、位置だ位置だと、諮問されているのは位置なんだというけれども、「など」が入っているんですよ、「など」が、この小委員会には。いいですか。新市の事務所の位置など、などを検討するんですよ。位置だけの決め方をするんでないですよ。今委員長が言っているように、大方そういうことに合意が得られると思うんです。しかし、そこから外れた部分の部門は、一体10キロ圏から外れた部分はどういう形で補完をするのか。ここだって、やはり無視してもらっては困るんです。ですから、場所を決めればいいんだという……。だったら、10キロ圏で7町村入っていますから、10キロ圏に入っているからいいのではないかというだけにはならないです。ですから、「など」も含めてですから、総括的には、最終的には、築館ですよとか、どこどこですよという結論は出るけれども、最初から築館に決めましようとなると、これは私は言いたくなるんですね。私たちは10キロ圏から外れますから言っているんですよ。

○鈴木 守委員長 今千葉委員さんが言われたこと等々については、委員の方でも十分私は補完できると思ったのでお話ししたと思うんですが、皆さんの意見どうでしょうかね。まず、この1番についてはこれでよしとして、その後について、それとほかの分も……。 （「戻れなくなるのでないですか」「戻れなくなるよ」の声あり）

○鈴木 守委員長 佐藤委員。

○佐藤平義委員 いいですよ。多分1番目についてはそういう決まり方をするだろうというふうに私も考えている。しかし、それを最初に決めてしまってこれで確定だと、小委員会の結論だということになってしまうと、2、3でぶつかったときどうにもならなくなる。1だけが生きてしまう。こういう恐ろしさがある。こういうことなんですね。

○鈴木 守委員長 菅原委員。

○菅原 佑委員 ですから、この参考資料といいますか、8号議案のやつ、要するに位置をまずして、当分の間築館中心になるというのは、これはアフターですから、まず位置を、5年後になるかど

うか知りませんが、合併したときの新市の位置はどこだと、それをまず小委員会で固定するべきなんです。いつまでに新庁舎をつくるか、幾らですか、場所はどこにするか。その後、5年間になるか、3年間になるか、8年間になるか分かりませんが、当分の間を中心の築館なり岩ヶ崎なりどこ、そうやっていくはずでありますので、まずベースになる新市、これから20年か50年か100年か分かりませんが、その新市の位置をまずこの小委員会で固有名詞を出して決めて、そしてその後でいろいろなアフターを私は決めるべきだと、そういうふうに思う訳であります。

ですから、先ほど、この原案の(1)が築館の当分の間を抜きにして築館が中心になりますよという決め方は、私どもは賛成できません。

○鈴木 守委員長 そうしますと、いろいろ意見があります。

○武田正道委員 それでは先になかなか進まないもので、逆に位置、戻らない心配があると。では、位置を決めるに当たって、これとこれとこれを検討しなくてはならないのではないかという明確な項目でも示していただければ検討しやすいのではないかと思いますけれども。それが、項目が何と何を考えなければ決められないのかなというところを逆に提案していただければ、そのことをみんなで考えましょう。

○佐藤平義委員 簡単ではないですか。それは、新市庁舎の移転です。これは、3年でも5年でも、千葉さんが言うように、10年先でも構わない。まず、新市庁舎の位置はどこだというふうに決めるべきだと。それで、その間事務所をどこに置くかとなれば、これは築館でいいだろうということになってくる訳ですが、今その新市庁舎の位置だって築館になるかどこになるかわからない。栗駒になるか。いや、私のところでは立候補していないけれども。分からないけれども、そうだと思う。まず、これだけでも決めておかなければ前に進まないのだから、進めてもらっては困ると、こういうことです。（「何か混乱しているのではないのかなとは思。新市庁舎の……」の声あり）

○鈴木 守委員長 武田委員。

○武田正道委員 新しく建設するのが新市庁舎ではないですよ。どうも話を聞いていると、新しくつくるものを新市庁舎とおっしゃっているような気がするんですが。

○鈴木 守委員長 小岩さん。

○小岩誠二委員 新市の位置、築館と決めるのではなくて、ある建物を利用しようというのが今の考えだと思う。当分、17年の3月に合併するんですから、そこで庁舎を建てたのでは間に合わないから、今ある庁舎で、栗原郡10カ町村ある訳です。10あるんですから、その中でどこかを利用しよう。それには築館がいいのではないかということが出てきているということなんです。築館と決めるのではなくて、築館は比較的新しいし大きいし、築館を当分の間利用しようという考えでいいと思う。（「恒久的ではないということです」の声あり）何もそこで固定してしまうのではないんですよ。その後、せっかく、仮称栗原市というものができ上がれば、やっぱり本庁方式というのになってくるでしょう。それには5年なり8年なり10年、財政的な事情もありますから、建てる時期はいつになるか分かりませんが、その位置についてここでやっぱり議論しようというのがこの課題だと思うんです。これはどこで決めているんです。皆さんの意見を聞いて位置を決めよう。築館というのは、今当分利用しようという考えだと思う。築館でなくてもいい。金成を利用したっていいんですから。それは皆さんの意見ですから。これはいいと思いま

す。

○鈴木 守委員長 千葉委員さん。

○千葉伍郎委員 やっぱり心配をしているのは、築館にもう決めてしまったと。あとはそれに倣って、今三つの条件に倣ってずっと幅寄せしていくことは、私は警戒するんです。少なくとも、栗原郡の中での栗駒町というのは一角を担っているわけですから、現実の問題として。そういう意味からすれば、この800平方キロという広い栗原を平均的に地域振興を図っていくということになれば、築館の一極集中というのは、私は余り好きではないんです。支所をそこに置くにしても、それを補完をする10キロ圏から外れる栗駒町や鶯沢町や、あるいは花山を含めた外れた町村の振興策はどうやってやるのかというと、やっぱり私は総合支所方式が将来ともある程度保障されるなどというような状況であれば、それは柔軟に対応できると思うんですが、このままいけば1番に戻ってしまうんですね。新庁舎を建てれば一番最初に戻ってしまうんですよ。

○鈴木 守委員長 分かりました。決して私もそこまでは結論付けようとしていませんし、皆さんもそう思っていると思うんです。そこで、ここに書いてあるとおり「当分の間」ということがありますし、そこは暫定的なもので、とにかく今の建物が使えるから本庁舎だけ決めましょうと。そうでないと前に進まないのではないかと思っている。

今千葉委員さんが言われたように、総合支所方式、これは②、③あたりでも十分そのことは想定できますし、意見として当然聞きますから、まず差し当たっては、新市の事務所の位置は当分の間築館町役場の位置とするというその項目、若干の字句はどうにも後で、それを決めないと前に進まないような気がするんです。（「逆だな」の声あり）

○濁沼事務局次長 ちょっとだけ、説明をさせていただきます。

一つは、庁舎の位置を決めるという部分ですが、これは前の第1回目の委員会で出させていただいた資料をちょっとお開きいただきたいと思います。

この部分の、第1回目の2ページ目を、第1回協議資料です。参考で2ページ目をお開きいただきたいと思います、前回です。（「10月10日」の声あり）5日。（「2ページ目」の声あり）2ページ目です。参考資料として位置に関する条例という部分。これは、第4条の部分で、新設合併する場合、一番下の方にありますが、本来ですと庁舎の位置を条例で決める場合は、議会議員の3分の2以上の合意をもって条例で定めるという部分が基本になります。ただ、新設合併の際は、これは議員さんもまだいない部分ですから、合併協定書に基づき新市の長の職務執行者の専決処分によって条例は制定されるという内容です。これは、合併協定書にも載る。これは、先ほどから議論されている部分、それから合併協議会に提案して、その位置を決めなければわからないという部分が、この合併協定書に基づき新市の長が専決しますよと。

また話はちょっと戻りますが、これはどこに決めるか。前に提案をさせていただいた、例えば当分の間築館町の役場とするという提案は、これは条例で決める場合は、築館町の役場というのではなくて、築館町の役場のある所在地なんです。その所在地を、築館町どこどこ何番地を事務所の位置とするという地番表示で表示されます。これは、前に提案したのは「当分の間」と。当分の間であっても条例化する場合には、「当分の間」という条例化ではなくて、どこどこという条例化なんです。それは、当然合併協定書に基づいて専決する部分ですから、これは当分となれば、当然ここで議論されるのは「当分」

というのはいつまでか。この前、私の方で提案した内容からいいますと、そうすると「当分の間」とはいつまでか。いつまでかというその期限を確認して、当然その期限が過ぎたときは、新たに議会の中で、新市の議会の中で新たな新市の事務所の位置を決めますよという部分なんです。場合によっては同じ場所になるかも分かりませんし、別な場所になるかもしれません。そういう部分なんです。この部分については、先ほど言いましたように、合併協定書に基づきということですから、来年の5月、今の予定からいいますと合併協定書を取り交わす予定です、スケジュール的に。そうすると、それまでにきちっとどこどこ何番地まで決めないと合併協定ができないという部分なんです。

それから、もう一つは、これは私の方で説明をさせていただきますが、三つ目で新庁舎の建設場所を築館周辺となぜ特定したかと。これは、前の協議会の提案のときにもお話ししましたが、こうやって早い時期から、例えば新庁舎を建設するにしても、しなくても、その場所を特定して、将来的な、当分の間でないですよ。当分が過ぎた後の場所というのを特定しておかないと、それに対する環境整備や、それから新市の計画上、それから道路整備等も含めた全体的な建設計画の整合性がとれなくなるという部分があります。その部分がありますから、やっぱりそれは早い時期にどこかという場所を特定せざるを得ないという部分です。そういうことで、なぜ築館周辺と特定をしたのかという部分が以上の理由です。

○鈴木 守委員長　　という説明のとおりでございますが。

佐藤委員。

○佐藤平義委員　　ですから、さっき舌足らずでしたが、新庁舎の位置、これはこの前どなたかおっしゃたような記憶があるんだけど、これに書いてあるような築館町周辺、こういう漠とした絞り方ではなくて、築館町周辺だったら栗駒もそっちもみんなずっとある。一迫もずっとそっちまであります。そういうことでなくて、もうちょっとぎゅっと絞ったら、範囲を特定してもいいのではないかと、こういうように私は。だから、こういったかなり特定した範囲を前提としながらいろいろなことをやっていかなかったら、どっちみち、私どもの議会なんかはあれだよ。こんな出した方したって通りませんよ、全然。一遍で蹴られるから。それを心配しているんだと。だから、小委員会でそこそこやっていかないととても通らない。そういうことを申し上げたいんです。

○鈴木 守委員長　　もう一回振り返りますが、そうすると1のやつについては棚上げといえますか、ほぼ皆さんの意見が、後で言いますが、とりあえずそれとして、2、3も含めた考え方で意見集約をしていくということでもよろしいですか。（「そうです」「そうでなければだめなんだ」の声あり）

それでは、そのとおり、暗黙の了解までいかないとしても、1番についてはほとんどの方が異論はないように見受けられますので、2、3もあわせてということで議論をしてまいりたいと思います。

今の佐藤委員さんの話にあったんですが、全体的に新市の事務所として新庁舎も含めた考え方の意見を皆さんに伺います。

○菅原 佑委員　　委員長、その前にちょっと説明いただきたいんですが、合併特例債の使い道について、事務局の方にお尋ねをしたいんですが、530億円、各町村の建設計画をそのまま使えるようなムードがあるんですが、私は合併特例債は合併したことによって必要になるものに適用できるということになりますと、いわゆる新市の庁舎を建てるに当たりましての費用等は当然入るはずでありますので、それは今どなたかが合併したメリットがなくなるのではないかと、そういうお話も出てくるの

で、これは当然50年先、100年先を見越した先行投資をしていかなければならないので、要するに市庁舎に特例債を100億円なら100億円したことによって残りが大変少なくなるよという考え方が発生するかどうか。必ずしも、特例債は何に使ってもいいんだというのではないような気がするんで、その辺をちょっとだけ説明していただきたいと思うんです。

○鈴木 守委員長 事務局、お願いします。

○鈴木事務局長 合併特例債が適用になる、例えば事業という観点からでよろしいですか。（「そういうことで」の声あり）

これについては、これまでも協議会、推進協議会等々、それから法定になってからもいろいろお話ししたことかと思えますけれども、例えば地域間の格差是正のための事業であるとか、あとは地域間を結ぶインフラ整備であるとか、国ではそういう表現をしています。ただ、例えば我々が各町村の要望を聞いて、それをメニュー化して県と協議した場合に、すべてが適用になるかという、それもちょっと不安な部分はあります。

それから、推進協議会時代に将来構想の中で特例債活用を、あの当時500数十億円ですか、目いっぱいを見たシミュレーションを作成しております。ただ、当然ながら、特例債といえども借り入れ、起債でございます、それに対する償還金というのも当然発生してくる訳です。まだ、それぞれ財政分科会等々でも議論していますけれども、多分当初国ではこの圏域だと500億円が目いっぱいですという話はあるんですが、当然それを限度までの借り入れというのは、推進協議会のときに示した将来構想でも詰めていますけれども、合併後5年ぐらいになるとその償還部分、借り入れた部分、それから今まで残っている部分を含めると財政的な負担がかなり大きくなって厳しくなるだろうというの示しております。

じゃあ、幾らが限度なんだというふうに言われましても、ちょっと今ここで、例えばそれが300億円が限度ですよというまでは言えませんが、ただいろいろな事業をする中でその500億円というのはちょっと無理だろうというの言えるのではないかなというふうに思います。

○菅原 佑委員 そういうことでなくて、庁舎建設する場合に充てていいんだろうということ。

○鈴木事務局長 それも可能でございます。

○菅原 佑委員 だから、そのほかの部分はなかなか難しいことなんだよね。だから、その辺ちょっとやっぱり。

○鈴木 守委員長 それでは、これより5分間休みます。10分まで休憩します。

午後8時05分 休憩

午後8時10分 再開

○鈴木 守委員長 再開します。新庁舎の建設等々について、事務局でもそれを皆さんにお答えするような準備しているものですから、そういうことで。大丈夫でしょう。質問でなくて、新庁舎は何ぼぐらいかかるとか、たとえばね。そういうことであれば。議論は議論としてもそういうこともありますから、そういうことも含めて、皆さんのご意見を伺ってまいりたいと思います。伊藤さん。

○伊藤竹志委員 鶯沢の伊藤です。

議論ということですので、1も2も3も含めてやるということで、それで発言したいんですが、新庁舎の建設については、先ほども私はちょっと発言したんですけども、ここでは結論を出さないというふうにならず一つ結論を出して、あとここで議論するのは、総合分庁舎方式なのかどうなのか、やっぱり本庁方式がいいのかということにとどめて、庁舎を建てるということになるとやはりこれは財政の問題、まちづくりの問題、いろいろなところと関わってくるし、そういうようなシミュレーション等を見ても心配なところはたくさん本当はありますので、やはりこれは慎重に分けて議論して、ここでは新庁舎を造るとか造らないという議論は外すというようなことをひとつ提案したいんですが。

○鈴木 守委員長 ただいまそのようなご意見が、ということにだれか。皆さん、ご意見いかがですか。（「私の方から」の声あり）

○濁沼事務局次長 やっぱりいろいろな議論をされるのには、それも含めていろいろな意見が出されて、私の方ではできる範囲で先ほどから指摘しております。例えば、新庁舎の議論は当面しないという一つのネックになっているのは、先ほどの合併特例債の関係です。これは、庁舎の建設費についても合併特例債の対象になる。一つは、合併特例債の期限は10年です。それから、その具体的な内容は、先ほど今日渡しました資料の1ページ目にありますけれども、これは充当率が95%、それから交付税算入が70%という部分です。例えば、庁舎の建設の新庁舎の議論をしなくて、途中で8年目とか9年目とか、それから10年過ぎたときに庁舎の建設という部分になっても、これは非常に辛い部分があるのかなど。これは、例えば10年以内に建設すれば、新市の建設計画に大きくそのウェイトが出てきます。それだけの事業費ですから、全体の新市の建設計画の中に10年以内に、これは前にも話しましたように、前期期間を5年、後期5年という建設の計画の案にきちっと位置付けをしないと、この事業費は捻出できないと思います。

それから、あと10年後に、例えば建てるという場合は、これは当然新市において庁舎の建設基金等の積み立て等が始まると思います。例からいいますと、例えば8年目に建てる、逆に10年目に建てるとした場合に、すべて特例債を使うという話でなくて、やはり新市になった場合に庁舎に係る基金の積み立ては始まるだろうと。そうすると、必要な財源の部分のどれぐらいが特例債を使わなければならないか、捻出、積み立てがなるかという部分もあると思います。

それから、これは説明をしておきたいんですが、先ほど千葉委員さんから庁舎は100億円程度かかるといってお話がありました。これは、資料として今日お配りしました1ページを見ていただきたいんですが、これは一番下の部分で、庁舎の建設の例からいいますと、四つの自治体、そこに例としましたけれども、3自治体が60億台、それから茨城の守谷については36億円、東京あきる野についてはもっと具体的に出しておりますけれども、設備・仮設すべて入れて65億円という部分なんです。

それから、次のページの古川の合同庁舎、これは冒頭にお話ししましたが、平成10年の1月に竣工いたしました。この部分につきましては、建物について、用地を除いて、古川の場合にはすべての金額が59億円の中で設備も含めて建設になったという事例であります。

このような事例からいいますと、新庁舎にどれぐらいの事業費がかかるのかという部分からいいますと、東京のあきる野市の例、それから古川市の合同庁舎の例からしますと、60億から65億円程度という部分で考えております。ただ、これは具体的に実際とまでは行っておりませんからはっきりは

言えませんが、古川の例をとりますと、合庁の場合には備品・設計を含めて59億円程度。東京あきる野は備品・設計を含んで65億円程度という部分が事例としてあります。

栗原については、やはり60億円から65億円程度かかるのかなど。ただ、用地費につきましては、場所によって違います。

それから、あともう一つは、築館の委員さんから、もっと具体的に場所を特定すべきだという話がありました。これは、場所を特定してすぐに用地買収に入るという部分になれば、場所の特定も可能だと思うんです。ただ、これが何年先、5年先、8年先となりますと、当然その場所を特定して、おのずから皆さん方がこの辺だという部分になってくると、当然その時点での用地買収は非常に難しくなってくるだろうという部分もありまして、あえて専門部会、それから幹事会の中では、場所は余り絞らないで、特定しない方がいいだろうという部分でこういう表現になりました。

○鈴木 守委員長 伊藤さん。

○伊藤竹志委員 私は、一切庁舎の議論をするなという話をした訳ではありませんので、単にこの小委員会の議題からは新庁舎をどの位置にするかとかどうするかということまで行くとさっきみたいな混乱になりますから、やはり新庁舎というのは本当にお金のかかる問題ですから、ここだけでは議論できないので、ある程度まちづくり検討委員会の方も多分答申がどんどん出てくると思いますし、そういう中で、もしここでそういう庁舎が必要だというような結論が出たところで、新たに新庁舎建設検討委員会というものだけで集中してやらないと、それと今事例の問題であきる野市ですとか古川というのが出たんですが、あきる野市、私はよく知っているんですね。あきる野市というのは非常に交通の便が、あの中、中心に五日市線が走りまして、バス会社も京王バスと西東京バスと東京都営バスと非常に便利がよくて交通の便が非常にいいところですから建設費だけで済むんですが、栗原の場合は、例えば築館に庁舎ができたなら鶯沢と交通の便がないんですね。車を持っている人はいいですけども、車を持っていない人は岩ヶ崎まで行って、岩ヶ崎からバスで行くという。だから、そういう便の問題からしなければいけないというまず相当のお金がかかってくるというのは、これは目に見えているんです、目に見えないところで。ですから、これはこれで、やはり特別委員会を設置して議論をすると。ここでは、庁舎の位置、それからあと分庁舎方式、総合支所方式、やっぱり本庁がいいのかどうかというところで答申を出していかないと、なかなかあれもこれもは進まないのではないかと思います。決して、その議論をするなということではありませんので。

○鈴木 守委員長 ということでございます。

そのほかに、皆さん、ご意見ございませんか。いいですよ、千葉委員が言った総合支所方式の存続といますか、充実といますか、そういう意見なども。

○千葉伍郎委員 私は、特例債の使い方を乱暴に使っていくと、いつか来た道に戻るのではないのかという心配を、余り金を持ったことのない生活をしているものですから、そういう危惧をするんですね。私は、この合併問題を議論する時の、仮に500億円という特例債がこの地域に与えられるとするならば、通称ですが、3分の1、3分の1、3分の1の方式を考えたらどうだと。いわゆる3分の1は、とにかく出てきている、合併をしたことによって、これはやっぱりよかったと言われるやつを各町村から集めてそれを造成。そして、一定の期間を経た上で、3分の1を投資をする。そして、返りの財政状況を見ながら、残りの3分の1を使っていくという柔軟な財政運営をしていかないと、

合併に便乗して何にもかにもというやり方をして、終わったら全部500億円使ってしまったあとは借金払いだけの方が頭痛みすると、こういう形で、例えば庁舎が今言ったように60億円か70億円でもいいです。前は5,000億円以上出さなさいと言ったならば何十倍にもなって皆来たんです。今度は重点プロジェクトで、一体どのぐらいの要求額が出て、一体プロジェクトでそれをどのぐらいまで抑えようという、そしてこの60億円とも言われる、70億円とも言われる新庁舎問題にこの特例債を充てようとしているのか。この問題を抜きにしてやっぱり議論はできないと思うんです。

とにかく合併だから目立つやつをやるといったらバンとやってしまったと。あとはいっそ借金払いばかりに頭を痛めていると、そういうような財政。ですから、庁舎問題一つとっても、財政の問題、特例債の問題というのは追っかけてくるものなんですね。それが一つ一つ切り離されて議論すると、なかなか先が見えていない。あと終わったら、あれっという話だけ出てくるのも心配をするから、私は金持ちになっただけじゃないから言うんですが、やっぱり大事に金を使うという部分が非常に私は強く望んでおきたいんですよ。

それから、何回もくどいようですが、最終的に本庁舎方式に集約をするというのは、私は今の時期に時期尚早ではないのかなと。少なくとも、これだけの広いやつを同時発展をしていくためには、そういうブロック方式といいますか、そういうものを視野に入れながら、その地域地域にある程度の地域審議会などを併設をして、地域の特性を生かした、あるいは同時に同じような形で発展をしていくような新市構想というものがあるべきではないのかと。一極集中になっていくとなりますと、私の方の町から車を持たない交通手段の方が来るのは、バス、宮城交通、1日3便しかありません。そういうことを考えますと、車では10分だと言われますが、もう栗駒町の役場からさらに20キロも奥に入った集落が幾つもある訳ですから、そういうことからしますと、やっぱり途中で用が足せる総合支所方式というのは、これは例えば期限を長く決めればよいというのではなくて、10年ぐらい一昔でひとつ課題として取り組んで、議論してみてもどうかということなども議題に上げていただいて、栗原郡全体が平均化をして発展をしていくという道筋を議論した方が私はいいのではないかと。庁舎を建てていくということは、一極集中にとにかく持っていきこうということですね。その危険性がありますからね。

○鈴木 守委員長 分かりました。当分の間といいますか、今の本庁舎を建てる前は総合支所方式というのは継続することになっているんでしょう。事務局、どうなんですか。（「その中身は分からないんだ」「委員長、それに関連して」の声あり）

○大内 朗委員 この総合支所と、それから分庁舎の区別といいますか、それがちょっと不明確な点があると思うんです。

それから、もう一つは、その辺の総合支所にはどういう機能を持たせるとかそういうものが、その辺が余り具体的でない訳です。その辺の理解を深めるために、繰り返しになるようですけども、確認の意味で局長から説明をしていただきたい。

○鈴木 守委員長 第1回の検討資料の中に出ていたようです。

○濁沼事務局長 それでは、三つの方法、総合支所方式、それから分庁方式、本庁方式、もう一度説明させていただきます。

この三つの方式は、まず前提なんですが、きちっと……。

○大内 朗委員 いや、三つの方式でなくて、分庁方式を説明してくれませんか。三つ説明すること

ないから。

○濁沼事務局次長 分庁は、総合庁舎方式において本庁に設置する機能を複数の庁舎に振り分けるという方法です。

具体的にはどうかという話ですと、これは図を見ていただきますが、住民に直結する部門を残しますよと。これは具体的にどういう部門を残すのかといいますと、今考えられております部分は、住民課の福祉、税務、収納、保健関係の住民に関わる部分を残しますよと。例えば、これを住民課とした場合、こういう残し方をします。

それから、もう一つ、今度は事業課として、当然農林関係、それから町道等の維持補修、除雪等も含めて建設担当なんかを部分的に残すとなると。

それから、上水関係なんかの浄水場もこれは分散しておりますから、そういう水道関係の現場部門も一部残すようになるだろうと。下水道も含めてです。

それから、商工会については、今回新市で合併統合になるようですが、これは既存の商店街が分散してありますから、そういう商工担当の部分も、例えば事業推進課というような組織の中で残すようになるだろうと。

それから、もう一つは、すべて企画、総務関係は支所に置かないという部分ではなくて、先ほどちょっと話が出ました地域審議会等々についても次回の協議会に具体的な提案の仕方をします。そういう部分の事務の所掌も含めた企画政策担当的な部分、それから当座支所の維持管理も含めた総務管財担当等の、例えば地域振興課なる組織も支所として残さざるを得ないだろうという部分です。

これは一つの考え方の部分ですが、例えば支所にしても、窓口の今の町民課なりそういう部分だけではなくて、現業部分、それからいろいろなコミュニティの関係とかもありますから、そういう企画、管財部門も支所として一部残すようになるだろうという部分です。

具体的にどういう内容かといいますと、もう一度言います。住民生活に密着する窓口業務、それからいろいろな申請やいろいろな文書で住民の権利に係る受け付けあるいは交付業務とか、それからいろいろな相談業務、それから地域独自のいろいろな継続的な旧自治体からの継続事業をつかさどる部分、それから地域における広報、広聴関係の部分、それからコミュニティーや自治会活動の支援業務、そういう部分等々が、これは支所方式になっても残すようになるだろうという考え方があります。

○鈴木 守委員長 大内委員。

○大内 朗委員 今のは総合支所の機能でしょう。（「そうです」の声あり）もう一つあるのは、分庁舎と別でしょう、それは。分庁舎はどういう形になるのか、その辺。

○濁沼事務局次長 今説明したのは、支所方式であります。総合支所ではなくて支所です。さっき聞かれた、支所はどういう置き方する部分が、今説明したのが支所の部分です。

○大内 朗委員 そういう支所にしたいという構想ですね。ただ、それが、10町村の役場はそれぞれの支所になるわけ。そして、築館を仮に役場の位置にしたと仮定すれば、あそこでは全部の機能ができないから、狭くて。分庁舎にするということは、10町村の役場全部ではなくて、分庁舎にするのは二つか三つの役場になるんじゃないかということ。その辺を説明していただきたいと。

○濁沼事務局次長 分庁舎の場合は、本来の本庁にすべて入ると。もう一回言います。本庁方式と分庁方式と支所方式、これは三つない、分庁方式だけだよと言われたんですが、先ほど説明したのは、

本庁を置いて支所方式にした場合の支所の機能です、今ご説明したのは。

今度は分庁という部分はどうかという部分です。分庁方式ですと、本庁に、今の支所以外の部分というのは全部本庁に持っていくという部分なんです、本庁に入り切れないために本庁に持つべき機能を分けて支所に置きますよという部分です。じゃあ、どれを分けるかという話は、前の事例からいいますと、例えば全体的な水道のすべての、さっき言った支所の部分は個々の浄水場とか何かの管理がありますが、それをつかさどる全体的な部分を組織としてどこかの支所が持っていくという部分です。例えばそれから、建設部門でもなんです、その部分を組織としてまるっきり本庁に置かないでどこかの既存の庁舎に機能としてみんな持っていくという部分になります。（「分庁方式は本庁も分庁なんですね」の声あり）

ただ、この三つの方式は、きちっと分けられて、この機能は分庁、この機能は本庁、この方式は支所という部分にはならないんです。かち合う部分がいっぱいあります。例えば、この前メリット、デメリットをお話ししたんですが、分庁にもメリットがあったやつが総合支所方式にいても同じようなデメリットが生じたり、それからメリットが生じたりという部分がいろいろなように絡んできまして、きちっとこの機能はすべてよくて、この機能はすべて悪くてという部分にはならないかと思います。（「委員長、もう一つ」の声あり）

○鈴木 守委員長 どうぞ。

○大内 朗委員 これにこだわる訳ではありませんが、当分の間一部分庁方式を含めた総合支所方式とするという提案だったんですね。これの内容を具体的に欲しいということなんです。三つある方式を全部説明してけろというのでないの。ここで言っている一部分庁方式を含めた総合支所方式とすると。この具体的なあれはないんですか、まだ。これに絞って説明をしていただきたいということ。

○鈴木 守委員長 一部分庁方式、この部分だけ。

○濁沼事務局次長 そうしますと、協議会の資料はございますか。協議第8号で9月28日に提案をした資料なんです、お持ちでしょうか。この部分の2ページで説明をさせていただきます。庁舎配置イメージ、この部分ありますか。

これから見ますと、総合支所方式、分庁方式を含めた部分です。この①の部分、一部分庁方式を含めた総合支所方式。例えば、本庁がありまして、幾つかの、例から具体的に言います。栗原に10カ町村の庁舎があります。その中の一つを本庁舎とします。これはイコール総合支所になります。それから、残りの九つのうち何庁舎かを総合支所にいたします。それから、その何庁舎かは、今度はその中に分庁的な機能も持つようになります。さっき言ったように、総合支所の部分は、ここの一番下にありますが、住民サービスの低下を招かないため、また住民の利便性を図るため、住民サービスの窓口となる部門や地域の産業振興、基盤整備推進のための部門などを配置しますと。この部分が、先ほど冒頭に話した、例えば地域振興課、それから事業課、それから住民課なるものがこの総合支所方式です。

そこに、今度は分庁方式ですが、本来本庁に入り切れない部分、当然暫定ですから入れませんから、その部分の機能を一部複数庁舎に分散しますよと。分散になったところが分庁であります。

この例からいいますと、例えば、あるDの総合支所には保健福祉部門が入りましたと。それから、Cの総合支所には生活環境部門の管理機能が入りました。ある支所には、農林部門の管理機能が入りましたという部分が分庁舎方式になります。

○鈴木 守委員長 分かりましたね。（「この方式でやると言うんですべ」「いやいや、そうではないんだ」の声あり）

津藤さん。

○津藤國男委員 どうも議論がかみ合わないようなそういう感じなんです、要は、先ほどどなたか建設そのものが、庁舎の建設に触れるなというようなそういう質問あったんですが、私はこの小委員会というのは、やはり建設するしないにしても、当然その辺は小委員会の方できっちり議論するべきだと私は思います。

それで、まずこの10カ町村が合併するに当たって、この地域になじんだ方式がありますね。本庁方式なのか、分庁方式なのか、総合支所方式なのかというようなことになると、庁舎の建設については本庁方式でいくと、当然大きな建物をつくって、そこで全部統括するような形になりますよね。本庁方式でこの小委員会の方でいきますよとなれば、建設は当然あってしかるべきでしょう、と思うんです。それも議論しないで建設云々というようなことにならないと思うんです。この地域、10カ町村は、先ほど栗駒町さんが言いましたように、本当に栗駒も奥から瀬峰の端、高清水町、かなりの広大な土地なんですね。それに当てはめて、この方式が、どれが適切なのかというようなこと、こういったものから議論していかないと、どうも行き着くところまで行かないと思うんです。

それで、この中で、庁舎建設について、この地域に合ったもの、例えば三つの事例の中で当てはめていけば、一番最後の総合支所方式というような形でいきますと、一番大きな庁舎というのは築館ですが、その築館で、例えば置き換えて本庁であれば、その築館の本庁舎で業務が賄えるんですか。その辺が見えてこないんです。それを、例えば総合支所方式でやった場合に、本庁舎を建設しなければいけないのかどうか、その辺、もし分かればお聞かせをいただきたいと思いますけれども。

それから、分庁方式の場合はどうなのか。当然本庁方式は必要になってくると思うんですが、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○濁沼事務局次長 きょうの資料の3ページをお開きを願います。

これは、中段から下の部分です。職員数と書いてあります。これは、13年度の、一つの工程からいいますと、10ヶ町村の普通会計における職員数1,048人おります。例えば、今のご質問の築館の庁舎にこの人員が入るかということですと、これはとてもでないが入り切れない。全部入れようとすれば、当然築館庁舎だけでも増改築をしないとこの機能はできません。

それから、そのためにこの提案をしたんですが、当面は築館に置くと。ただ、入り切れないために分庁方式とすると。分庁方式の理由はそこにあります。

それから、せっかくですから、この資料を説明させていただきますが、右側の部分になります。これは、先ほど言いましたように、職員は10カ町村、13年度の一般会計の部分でありますと1,048人。これは、類似団体等と比べて約300人ほど多いという部分です。この部分を当然削減をしていくというふうになりますと、具体的にどういう策がという考え方ですが、これは削減方法としましては、基本的には採用人数を退職者の2分の1に抑えてやっていくと。この資料からいいますと、10カ年で、平成15年以降何人が退職するかという部分になりますと、右側の上の方にありますが、普通会計の中では359人一応定年退職ということになります。そうしますと、約350人が削減になっても最終的にはそのうちの……。ごめんなさい。10カ年で、平成15年から26年からやめる方というのは

716人おります。このうちの2分の1を採用するということになりますから、半分の359人が、ここで359人とありますが、この部分が職員として削減になる。

ただ、この場合に前提があります。これは、本庁方式とした場合です。これは、施設を分散するところという2分の1の、今の職員体制からいって仕事が残る。それから、職員だけを削減するとなってきたと、当然これは行政サービスをどこかで縮小せざるを得ないということになります。このように計画的な数字で人員削減をしていくという前提は、これは本庁方式を前提にしたものです。

それでは、本庁方式ではなくて総合支所方式、それから分庁なんかした場合どれぐらい、350人ではなくて人員が削減できるのかという部分については、まだ試算はしておりません。ただ、いろいろな事例からいうと、極端な人員削減は難しいですよという事例がいろいろな先進地の中で出ております。

例えば、ここで合併に出したんですが、これは計算方法のいろいろなことがあります、359人を削減いたすとすると、10カ年でどれだけの人件費がかかるか。18億円程度が人件費として削減できるという一つの試算であります。

○鈴木 守委員長 津藤さん。

○津藤國男委員 そうしますと、今本庁方式の、当然この数字的にいって、築館町で351人ですから、10年たったとしても689人ですから360人減ったとしても、当然建設しないと間に合わないというような結論が出ているんですよ、この本庁方式の場合は。ここの10カ町村に合った形に持っていくためには、一番下の総合支所方式というのがありますよね。この総合支所方式でいった場合に、職員の人数は減らないですよ、そんなに。先ほど言った本庁方式からいけば、それだけ減らない訳ですよ。減らないんですが、この本庁をこういう形でいけば、庁舎建設はやらなければならないのかどうかということをお聞きしているんです。本庁方式ではなくて総合支所方式でやった場合に、庁舎として必要なのかどうかということ。要するに、この689人になりますよね。いずれ減っていく訳ですから、600何人に。そのときに、この方式でいけば、新庁舎というのは必要なんですかというようなことなんですけれども、その辺分かりますか。

○鈴木事務局長 最終目標の、これは将来構想にも掲げていますけれども、合併後16年目の人員が689名。これは、当然ながら今事情は話したとおり、基本的には一つのところにすべての機能がまとまった場合にはそんなに人員を抱えることがなくなるだろうということで、退職予定者の2分の1採用でやっていくとおよそ16年目にはそれぐらいの人員になるだろう。それが、繰り返しになりますけれども、すべてのところに総合支所、住民のサービスを急激に低下させないためのさまざまな窓口ですとか業務関係を残しながら10カ町村にそのまま総合支所を置くと、当然ながら人員というのは減らなくなるというのは意だったと思います。

○鈴木 守委員長 津藤さん。

○津藤國男委員 減らないのは分かるんです。だから、そういう意味でも、先ほど千葉さんが言ったように、ある各3町が、築館、栗駒、若柳、こういう形で分散してまちづくりをやっていくというようなそういう形であれば、今後総合支所方式というの一番当てはまると思うんです。ただ、私は、これがいいとか、こっちがいいとかというのではなくて、この総合支所方式でやった場合に人員がどれだけ削減されて、合併して16年ですか、その中で、この方式で庁舎を建設しないでいけるのかどうか、その辺を聞きたいんです。（「新庁舎ではないんですね。現在の庁舎を、直さなくたっていい

から」の声あり) そうそう、現在の庁舎を直さないでそのままいけるかどうかということなんです。(「例えば、築館なら築館の役場を今のままでいいのかということですよ」「まだそれは算出されていないんですね」の声あり)

○鈴木 守委員長 関係あるの。(「関係質問です」の声あり) 関係しているの。では、はい。

○伊藤竹志委員 事務局長の前に、発言された方の発言を聞いて私は疑問に思ったんですけども、町の職員の数を全部足すとこれだけの数になります。これは築館の庁舎に入りませんねという説明があったんですけども、全員入る訳ではないですよ。鶯沢の役場の人は全員、役場の職員全員ここに入るんですか。違いますよね。議員さんがあそこに全部来て152人の議員は議会できないなというのは私は分かるんですけども、職員は全員入らないですよ。そういうおかしい説明はまずやめたいなというのが1点と、もう一つ、総合庁舎にした方が人員削減がよくできるんだというようなお話をちょっと今されたんですけども、具体性が見えないんです、私も聞いていて。だけれども、私は、分庁方式にしても減らせるのではないかというのは思っているんです、同じように。やる気の問題なんです。

やる気とは何かといったら精神的なものではなくて、例えば今から20年前でしたら、総合庁舎にしなければ人は減らせないというのはよくわかるんです。今ITの時代なんですよ。それで、とにかく今、セブン・イレブンの宣伝ではないんですけども、田舎に帰っても仕事はできる時代なんですよ。私は印刷業界で仲間たちは、1日出勤すればいいという友達はたくさんいるんです。家でインターネットでできるという。ですから、今このITをフルに利用すれば、まず住民サービスが低下しますよね、本庁舎にすると。でも、総合分庁舎にすれば、住民サービスも維持されたままさらに合理化も進められるということが検討できないのかと。私は、そういう議論をもっとするべきだと思うんですよ。先進地がこうだから、これはこうなんです。だから、皆さん、これで納得してください。じゃあ、これでいきましょうということではなくて、他は他、先進地は先進地、時代は今2003年ですから、やっぱり今のやり方でもって、こういうやり方をすれば住民サービスも下がらないというような議論をもうちょっとしていただきたいというのが私の関連です。以上です。(「私も」の声あり)

○鈴木 守委員長 佐藤さん。

○佐藤利郎委員 私も今話を聞いていろいろ頭がもやもやしてきたんですけども、私の意見としては、総合支所方式がいいと思うんですよ。ただ、今ITどうのこうのと言いましたよね。その方式を踏まえながら、総合支所でもできると思うんです。例えば、今の役場を見てください。役場で見ている、ここでやらなくたっていい仕事をやっている人がいっぱいいます、例えば。それを本庁舎といっても少ない人数でできるような本庁舎の方式をとって総合支所にする。今どっちにはっきりする、分庁舎方式にするか、本庁舎にするか、総合支所方式にするかどうのこうのと今ちょっと話が出てくるから言うんですけども、花山の場合、栗駒さんはどうかかわからないですけども、やはり本庁舎ではなくて総合支所方式の中で削減をしながらITとかいろいろなものを使いながら必要な部分を置いていく。税務課であれば、例えば今うちの税務課は五、六人います、花山に。それが花山に五、六人いればいいかという、そうではない部分は本部で集計できるような形にする総合支所方式、そっちを実際は希望なんです。そうすれば、花山からいけば50何人いるやつがすぐ10人ですよ、5人ですよとならなくて、今の庁舎は全然無駄になりますから。牛小屋にもできませんから、正直な話。

だから、それを解体すると。これは冗談も半分含まれますけれども、やっぱり総合支所にして、人は減らせませんと今言っていますけれども、果たして本当に減らせないのかどうかということを実は議論してほしいんです。

私は、ITは詳しくないんです、実際の話。ただ、今話を聞くと、やはり私もそれなりにそうかなというふうな感じを持っていますので、そっちの方向でもう少し検討していただければ、ただしこれは5年後、10年後、15年後どうなるかわかりません、実際の話は。ただ、合併特例債が10年ですよという今話もありますから、その辺を含めながら、例えば5年とかそれくらいの形で総合支所方式のやつで人数を減らして行って、住民サービスはある程度できるような形の人を削減するという形にできるんだったら、本当は私はそれが一番いいと思います。多分、恐らく鶯沢町さんでも栗駒町さんでも、その方がいいとは思っているんだけどなかなか難しい部分はありますけれども、そうすれば庁舎を新しく100億円とか60億円とか出して造らなくても、築館に限定してしまうとまたいろいろ批判出ますからうまくないんですけれども、例えば花山の一部、築館の一部、その一部で機械を集中してそれで管理するという形をとれるんだったら、その方が今の庁舎も利用できるだろうし、みんなが心配している過疎とか、集中になってしまうと端の方は全然だめになるよという形になるような気がします。

それから、2番目の分庁舎方式、これは私はなじめないと思うんですよ。確かに、余計な設備をかけなければ、分散すればかかるんですが。今分散しなくてもいい状態にしてもらえば一番いいと思うし、税務課は例えばあそこですよといった時に、そこに行くといったら、さっき栗駒町さんで言ったような形になるし、それは私はなじめないような気がします、意見として。それをちょっと検討してもらいたいなと思います。よろしくお願いします。

○鈴木 守委員長 武田さん。

○武田正道委員 同じように、さっき瀬峰の津藤さんも質問されていましたが、物理的に、本庁舎方式は別として、分庁舎方式と総合支所方式をとったときに、すべて現状の庁舎でいけるのかということですよ。総合支所にしても、今の庁舎では、例えばもう築館は間に合いませんよ。それでも改築が必要なのか、増築が必要なところがあるのか、あるいは総合支所だと現状の庁舎ですべておさまりますよというそういう検討というかデータみたいなものはあるんでしょうか、事務局さんは。

○鈴木 守委員長 それはどうですか。

○濁沼事務局次長 結論から言いますと、本庁方式以外の、例えば総合支所方式をとった場合でも今の既存の、例えば築館を本庁舎としたと仮定しても、築館には入り切れないと思います、総合支所にしても。（「入り切れないの」の声あり）

前にもお話ししたんですが、……。 （「だから、建てるしかないんだ」「増築、改築」の声あり）ですから、総合支所にしても入り切れないために分庁にするということを選びました。本来は、分庁を選択しなくても良かったんですが、総合支所方式をとっても、それは分庁にしないと築館の庁舎に入り切れない。ですから、分庁方式を含めた総合支所方式をとらざるを得ないということは、築館を本庁と例えばした場合に、そこに入り切れないという大前提です。

○鈴木 守委員長 武田さん。

○武田正道委員 ちょっと事務も整理する意味で、そうするとあれですか、総合支所方式にすれば、

いわゆる築館には入り切らないと。だから、提案として一部分庁方式の総合支所方式をとられるということですね。そうすると、提案された一部分庁方式を含む総合支所方式ではおさまるといふことですか、現状ではおさまるといふことなんですね。あとは、新庁方式はまた別の。

それで、そこでまた議論になっていると思うんですけども、そうすると今現状で一銭もお金をかけないんだったら、一銭もといふことはないでしょうけれども、建物にお金をかけないんだたらご提案の一部分庁方式を含む総合支所方式にするのが一番と今現在で思ったんですが。

○鈴木 守委員長 どうぞ。

○濁沼事務局次長 分庁する場合、どこまで分庁するかという部分があります。（「でまた違ってくる」との声あり）皆さんの頭の中で描いている部分ですと、今の既存の本庁舎にどこまで入り切れるかという部分です。これは、先ほど言いましたように、前にもお話ししたんですが、基本的には管理部門の総務、企画、財政、議会、教育委員会、選挙管理委員会、こういう部分は、特に教育委員会とか議会とか選挙管理委員会とか監査とかという部分は、これは今度は大きい中枢の、財政も含めて、これは各庁舎に分散できるものではない。それを今の既存の庁舎の中で、議会とか監査とか選管とかにいる職員を全部10カ町村から集めてきた場合、それだけが全部築館に入るかという話は、これはまた試算的にどこまでの機能を本庁舎に入れて、どこまでの部分を分庁するかという部分もはっきり出ていませんから、これは一概にすべて入りますと、既存で一切お金をかけないでできるということでもお金は……。ただ、場合によっては増築というものも大きな負担が発生するかもわからないので、どこまで分散をするとか、分庁するかという部分が基本になります。

○鈴木 守委員長 伊藤さん。

○伊藤竹志委員 というと、はっきりしないというのがお答えで、結論的にはまだきっちりそういう作業はしていないということですね。

あと、もう一つ、もし入らないのであれば、例えば近所の合同庁舎、きょうちょっと鶯沢でも話題になったんですけども、保健所は要らなくなるだろうというような話が出て、あの空いたところを少し、空くのではないかというような話もちょうと出たんですけども、そういう検討もできるんです。近くの県の庁舎で合併することによって空くスペースを活用できるのではないかというようなそういった検討なんかもされたのかなというのも一つお聞きしたいなと思うんです。

○鈴木 守委員長 どうぞ。

○鈴木事務局次長 県の施設の話なんですけど、圏域が、例えば合併すればすべて県のこちらの出先というのは要らなくなるんだという話でないようでございます。例えば、保健福祉事務所等の話が今出ましたけれども、あそこの2階に我々が今あるんですけども、新市となれば保健福祉事務所は新市でやるわけなんですけれども、ただ県としての、例えば支援とか、すぐにその地域から撤退するわけはありませんよということで、あそこの建物すべてが新市誕生と同時になくなるというわけではないという県の考え方でございます。

○鈴木 守委員長 どうぞ。

○千葉伍郎委員 私は聞いていて、5年間だけは、新庁舎ができるまではいろいろなテクニックはやるけれども、5年後には新庁舎を含めて理想に近い形で持っていくますよというように私は聞こえてならない訳ですよ。言ってみれば、一極集中ですね。依然として一極集中の話ですよ。効率化の問題

から一極集中。私はそれは周辺地域に入っている町村だけに、それはやっぱり今のこの時点では、私は受け入れる訳にはいかないと思うんです。少なくとも、ここ5年ないし10年というのは、それぞれ地域性があるって栗原郡内で発展してきているわけですから、それをやっぱり自然な形でやっていく。例えば、十年一昔で見直しも含めてやっていく。どうしてもそういう意味では、最終的には新庁舎問題を含めて議論せざるを得ないというならですけれども、もう最初から5年後には新庁舎を建てます。そして、そこに全部一極集中をすると。そのほかはもう支所方式ですよというような図面も見える訳ですから、その間の5年間のやりくりは、そっちへやったりこっちへやったりしたって、究極的には、新市の姿としては、今言ったように、周辺地域になるだけに、私はそうではなくて、もう少しその周辺地域を最小限度に食いとめるためには地域審議会の中身も入れて機能を持たせたブロック制というものが、この一定の時期必要でないのかなというふうに私は思いますから、5年をめぐにした新庁舎方式というのは、行き着くところはすべてそこに集中をしてしまうというような懸念を持っておりまので、結果としてはそういう議論なんでしょう、この5年後の新庁舎構想というのは、そうではないですか。

○鈴木 守委員長 先ほど言われたITの関係、私もITというのはよく分かりませんが、そのとき、要するに、こうした行政事務の中でどこまで取り入れて、本当に実質的に可能かどうかというのを事務局に聞いてみたいと思うんです。（「年齢にもよるんだって、職員の。実質的にいかにいんでないか」の声あり）

○濁沼事務局次長 これは非常に難しい話だと思うんです。例えば、行政の部分が、今のIT関係が導入されたから事務内容が軽減なるんだという部分と、それから行政サービスの内容にもよると思います。これは既にこの前の電算の関係で協議会にご提案をさせていただきました。57システム、今そのシステムとして10カ町村で動いております。そういう動き方をしながらやっていますが、ただそういう電算システムが進んだから、その部分が職員数が要らなくなるという部分にはならないのかと。例えば、今の行政の部分で一番問題なのは、福祉の部分とか、それからいろいろな現場の部分、特に建設関係などそうであります。例えば、建設なんかでせいぜいできるのは、試算の部分を電算化するとか何かの部分で、現場に足を運んで目で見て、それに対するいろいろな対応とか何かというのはやっぱりこれは人の目の部分になりますから、そういう部分で極端にITが導入されたから人員が削減になるだろうという前提での決めつけ方は非常に問題があるのではないかと。逆に今の住民の要望は、非常に年々行政の住民対応のサービスの部分というのは、逆に狭まっていなくてだんだん膨れ上がっている部分もあります。そういう部分を行政の住民サービスを含めてどのように対応していくかという部分で、これは今の体制の部分があってもやはりサービスの逆に従来のサービス部門を整理していく、そういう必要も出てくるだろうという感じがいたします。

○鈴木 守委員長 関連ですか。（「はい」の声あり）どうぞ。

○佐藤利郎委員 ちょっと行ったり来たりして申し訳ないんですが、例えば総合支所方式にしなくても、住民サービスの部分については、あれも置く、これも置くときき聞いていましたけれども、そうすると、逆に言えば、花山に今50何人いますよね。花山を例にとるとまずいんですけれども、55人います。それが減らしていった場合で、300減らすとして、例えば30何名ぐらいかな、形として。その中で、本庁舎に置く人を10名なら10名、そうすると25名ぐらいという形に例えば

するとすれば、今現在1,048名いますけれども、これが10年後には700名弱ぐらい、一応予想ではやるという話ですから、その中で本庁方式にした状態の場合、700人弱の中の本庁舎に置く人材というのは何倍ぐらいなのか。例えば、1割ぐらいでいいものなのか、2割ぐらいの方が適当なのか。その人数にすれば700名で2×7、14で140名、1割5分でそれくらいという形であれば、現存の庁舎を残したままの形で本庁舎を建設、その部分だけを建設した方が、機能を4カ所か5カ所にする形をとるよりも楽で経費的に同じぐらいではないかなと思ったんですけども、その辺いかがでしょうか。

○鈴木事務局長 私からはちょっと関連した部分で1点だけなんですけど、いわゆる1,000、この職員数が普通会計職員で、これがちょっと聞きなれないところがあるかと思います。新市庁舎になると、当然病院職員とか何か出ていきます。そうすると、実際は1,000幾らなんだけれども、普通会計職員の数字はそうなんだけれども、実際は多分1,500とかそれぐらいの数字になるかと思います。その普通会計職員の中にも、保育所とか幼稚園とかいらしていますので、実際の、例えば築館の職員ですと、仮に築館を例にとりますと170人程度の職員数ですか、現在170の職員数のうち40～50名は学校とか幼稚園とか保育所とかに入っている訳なんです。そうすると、実際のここの役場庁舎に入っている職員というのは約120程度だと。この割合からすると、例えば普通会計職員の約700名のうち実際本庁舎部分はどうなんだとなると、大体350とか400ぐらいになるというのが通常なようです、ある同規模程度のところからいきますと。（「半分ぐらいは本庁に残る」「そうですね」の声あり）あとは、いろいろ施設、病院、それからあとは保育所とか幼稚園とかありますので、私の言い方がちょっと極端かもしれませんが、大体半分とは言いませんけれども、半分ぐらいになるのかなと思います。

○佐藤利郎委員 大体わかりましたけれども、その人数を、例えば今の半分ぐらいは本庁舎の直接住民に関係ない部分に入るんですね、直接。半分だと結構大変な部分のような気がするんですけども、それをさっき言ったITとかああいうやつでもっと半分ぐらいまで減らせないものなのかどうかという感じするんですけども。

○鈴木 守委員長 伊藤さん。

○伊藤竹志委員 さっきのITのご説明の中でちょっと私は気がついたんですけども、これは推進協議会時代の話で恐縮なんですけれども、新市構想のときにたしかご報告なさったのは二階堂さんだったと思うんですけども、IT化が進むから効率化が進むんだと。IT化が進むから住民サービスも非常にうまくいくんだというようなところ、きょう私は持ってきていないのでそれを示せないのでもっと悔しいんですけども、そのときに私が手を挙げて、たしかさっき言われたように、そういうところのサービスは違うのではないかと私は発言したんです。いや、そうではないというようなふうに私は逆に言われた記憶が今ぱっと出たものですから、IT化で合理化はできないと今言われたというのは、新市構想と矛盾するのではないかというふうにちょっと感じたんですけども、その辺をもうちょっとしてほしいなど。

もう時間も随分遅いので、もう一つ次のところまで、築館ではなぜ狭いのかという実際の資料、実際の配置図というところまで必要ないかもしれませんが、ある程度で構いませんので、こういう人数なのでやっぱり大変だというような資料も次まで提示していただければと思います。以上です。

○鈴木 守委員長　　ということで、大分遅くなってきましたので、あと2回ぐらいということですか。（「事務局から答弁」の声あり）

○濁沼事務局次長　　先ほど局長が答弁した部分をもう一度説明をさせていただきます。

今築館の役場の庁舎に入っている職員が7月1日で128人おります。今10カ町村の築館除きで、他の庁舎9町の本庁に入っている職員数は大体それ以外に740人です。その740人の、今度はさっきの公式の話になりますが、例えば2割が本庁に入りますよというふうになりますと240人。築館に入っている職員の倍以上です。そうすると、これは一般的に言っても、築館の今本庁に入っている築館の職員の倍の職員が、同じ以上の職員があそこに行くわけですから、当然築館の庁舎といえどもそれだけの人数は収容できないだろうという部分なんです。ただ、今の分は2割が入ったと仮定した場合です。（「一つだけ」の声あり）

○鈴木 守委員長　　伊藤さん。

○伊藤竹志委員　　ですから、その2割の中身をちょっとこの次まで教えてほしいんです。どれぐらい、何割行くのか。その裏付けみたいな説明ができれば納得できると思うんです。

2) その他

○鈴木 守委員長　　ということで、非常に議論が尽きない訳ですけれども、この次までまた皆さんにいろいろ検討していただいて、この次の日程等を決めてまいりたいと思いますがよろしいですか。

（「異議なし」の声）

○鈴木 守委員長　　事務局。

○濁沼事務局次長　　それでは、一応次回の小委員会は、第2回目で第3回のを決めていただくということにしておりますので、これは年間スケジュール、小委員会のスケジュールをお渡ししております。この前も皆さんからいろいろお話が出た部分は、第3回目の小委員会は10月27日から31日の間がいいだろうという部分でご意見をいただきました。この部分でどの日に会議をするか、ひとつ委員の皆様方にご意見をお聞きしたいと思います。（「夜ですか、昼ですか」の声あり）

これは、皆さん方に、私の方は……。 （「協議会が終わった後でもいいんですか。30日」「いや、疲れるからね」「夜は多少おくれたっていいから夜の方はいいけれども」「そうですね」の声あり）そうすると、30……。 （「多少時間延長になっても。昼間だとどうも、30分ぐらいずれると……」の声あり）そうすると、31日以外ないのかなというような。（「31日ですか」「31日は夜ですよね」の声あり）一応10月30日は協議会の予定です。

○鈴木 守委員長　　10月31日の午後7時。本当は31日に決めていただければ一番いいんですけれども。11月は4日しか。（「4日はだめだ。研修入っているもの」「11、12です」の声）

○濁沼事務局次長　　さぬきは11、12日です。（「広域入っています」「31日」の声あり）

○鈴木 守委員長　　31日に決めていただけますか。

（「異議なし」「31日7時ですか」「また案内よこすものね」の声あり）

○濁沼事務局次長　　一応確認をさせていただきます。

次回の第3回の小委員会は、10月31日午後7時からということになります。

場所についてはこれから手配をしまして、委員の皆さんにご案内を申し上げます。

- 千葉事務局次長 皆さんから何かございましたらお願いしたいと思います。（「何かこちらの方に求める資料とか欲しいのであれば今のうちに言っていただいた方がいいのではないかなと思うんですけども」の声あり）
- 武田正道委員 例えば、総合支所方式のご意見が大分多いようですけれども、現庁舎を使うということで前提だと思えますけれども、間もなく建て替えしなければならないような庁舎があるのかどうか。10カ町村で再来年あたり建て替えなければならないような庁舎があるのであれば。（「高清水さんではないですか」の声あり）そうですか。うちが一番古いんですか。向こう10年ぐらいみんなそういう前提は考えなくていいんですか。大丈夫ですか。
- 鈴木 守委員長 そういうことを踏まえて、31日に出してください。（「委員長」の声あり）どうぞ。
- 津藤國男委員 前にも協議会の方でお話ししたんですが、今まちづくり委員会をやっていますよね。その中では示されるんだろうと思うんですが、やっぱり先ほど言った庁舎の建設、各庁舎が10年たてば建設しなければならないという庁舎が恐らくあると思うんですね。その辺のところ、恐らく将来構想の中で示しているはずだと思うんです。その辺はちょっと私の方の手元にはありませんので、できたらこの辺のやつも示すことができるのであれば示していただきたいと思うんですが。
- 鈴木 守委員長 ただ、私が仮に、こっちの小委員会には5年以内に、5年为目标と書いていますね。まちづくり委員会では10年ということも、これもどうかと思うんですが。
- 津藤國男委員 いや、5年であろうが10年であろうがいいんです。それが10年先なのか15年先なのか分からないんですけれども、せめてこのぐらいに建設をされたいんだというのをそういう形で各町で恐らく出していると思うんです。それがもし分かれば、分かっていると思うんですが。（「あればね。出しているところがあれば」の声あり）いや、あると思うんです。それを示されないんですか。ぜひ示していただきたいと思うんです。
- 鈴木 守委員長 私のしゃべりが悪いんだな。
- 津藤國男委員 いや、これは事務局にお願いだから、何でもいいからお願いしろというから。
- 鈴木事務局次長 それは多分、いわゆる各町村の今後、例えば10年見越した事業要望等の中に入っているのではないかなということなんですか。（「そうです」の声あり）
逆に言えば、まだその辺は分科会段階なんです、それぞれ。ただ、まだいろいろと関係町村の中を見ますと、例えばこういう言い方はいいのかどうか分かりませんが、高清水さんでは町で建設基金がありますよとか、瀬峰さんにも……。 （「幾らかあるんです」の声あり）そういう基金を積み立てる町村はありますというのは分かりますけれども、それをもって10年先までに、10年の間にもう建設に踏み切るとかという部分ではまだちょっとわからない部分があります。（「そこが一番肝心なんだ」の声あり）
- 鈴木 守委員長 よろしいですか。
- 千葉事務局次長 事務局からのお願いなんですが、栗原地域の合併将来構想を次回の小委員会にお持ちください。よろしく願いいたします。
- 千葉伍郎委員 委員長さん、委員長として会議を閉じるに当たっては、これだけ重要なことですから、各項の話し合いのポイントだけは、こういう形で方向性としては議論されましたよとか、そうい

うポイントをつかんで会議を終わってもらわないと、1回目と2回目と同じようになって、3回目やっても4回目やっても同じという形になるので、会議の節目節目で、きょうは対立して終わったけれどもこういう話がありましたよと、こういう話になりましたね、というやつを集約していかないと、何回会議やったって私は問題の集約にならないと思いますよ。それぞれ今しゃべったやつを全部聞きっぱなしの話で、全然会議として一定の方向だとか何も示さないままに、会議を繰り返して繰り返して、私はやっぱり非常に危険な進め方ではないかな。

○鈴木 守委員長 私もちよっと……。 (「きょうはいいですよ、もう」の声あり)

副委員長が多少頭の方でまとめているようです。お願いします。

○千葉伍郎委員 だから、次の会議のときに、前回の話し合いはここまで進みましたね、こうなんですってという節目を設けないとだらだらと行ってしまつて、けつに来て決めようとする、あれもこれも爆発するものばかり出て、おさまるものが先に見えないということになるのではないですか。

○鈴木 守委員長 ありがとうございます。

それでは、……。 (「きょうは復習しなくたっていいですから、もう時間ですから」の声あり)

4. 閉 会

○飯田 明副委員長 どうも皆さん、長い時間ご苦労さまでございました。

実は、委員長の方のフォローをしますと、どのようなポイントを置いてやっていこうかというのは用意をしていたんですけれども、やはりいろいろと皆さんの意見をどんどん聞いていくような形で、それで意見がだんだんこなれてきたような私は気がするんです。それが、最初白紙撤回というちょっと言葉が確かに出た部分はあったんですけれども、その部分でやはり皆さん個々にいろいろと疑念を持ったりされてはいけないと。だから、それはそれで、こういう話し合いでもって、皆さんが納得した上で来た訳ですから、それでこういった形で、喧々諤々という言葉もあるかもしれませんが、一つ一つの出された意見を尊重して、リプレッションあるいはマッチテールするような形でいろいろな方向を見ていって、それで皆さんの意見を集約して一つにまとめた形で協議会の方に一応提示するというような形で協力していただければと思います。

それで、一応今日の段階でどこまでのまとめということは三つの項目があったんですけれども、まずは一番最初の新市の事務所の位置は当分の間現在の築館町の役場の位置とするというこれで決定ではなくて、これを切り口にして2項目め、3項目めについてさらに次についても議論を深めていくと。その部分でいろいろと皆さんのほうでもいろんな個人個人の意見をまとめて次回に提案していただくと。

それによって、こちらの方でもいろいろと考えたんですけれども、例えば庁舎をどうするのか、既存庁舎をどうするのか。そういった部分での話なんかも、実は委員長もそのような手立てでいっていたんですけれども、皆さんの意見が大分加熱してきましたので、今回はちょっとなんかという形で終わってしまいますけれども、この余韻を引きずるような形でまた次の小委員会のときにも皆さんの方から積極的に意見を出していただければよろしいのかなと思っております。

それでは、よろしいでしょうか。どうも皆さん、本当にご苦労さまでございました。

○鈴木 守委員長 どうもご苦労さんでした。

午後9時21分 閉会